

令和7年9月市議会 教育厚生委員会資料

- 第105号議案 長崎市科学館条例の一部を改正する条例
- 第106号議案 長崎市恐竜博物館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正内容及び算定結果	
(1) 長崎市科学館	3 ~ 5
(2) 長崎市恐竜博物館	6 ~ 7
3 新旧対照表	
(1) 長崎市科学館	8 ~ 11
(2) 長崎市恐竜博物館	12 ~ 13
【参考1】 使用料・手数料の算定方針	14 ~ 19
【参考2】 使用料の改定	20 ~ 21
【参考3】 使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度 導入施設への対応について	22 ~ 24

1 改正の概要

(1) 概 要

本市の使用料及び手数料については、平成4年度以降、消費税改定に伴う料金転嫁を除き改定していないが、その間も施設運営費等は増加していることから、受益者負担の原則として、全庁的に改定するもの。

(2) 対象条例

条 例	施設名
長崎市科学館条例	長崎市科学館
長崎市恐竜博物館条例	長崎市恐竜博物館

(3) 施行期日

令和8年4月1日

2 改正内容及び算定結果

(1) 長崎市科学館

ア 観覧料（1回当たり）

(ア) 改正内容（別表第1（第9条関係））

区 分			現 行	改正案 (※1)
常設展示	一般	個人	410円	610円
		団体	320円	廃止
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)	個人	200円	310円
		団体	160円	廃止
スペースシアター	一般	個人	520円	720円
		団体	410円	廃止
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)	個人	260円	360円
		団体	200円	廃止
年間観覧料 (※3)	一般		2,320円	3,330円
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)		1,150円	1,680円

※1 算定方針により子ども料金は一般の5割とする。

※1 算定方針により団体料金は廃止する。

※2 高等学校の生徒については、現行は一般料金だが、算定方針により子ども料金とする。また、幼児（未就学児）は、算定方針により無料とする。

※3 年間観覧料については、常設展示及びスペースシアターの合計額の2.5倍で設定する。

2 改正内容及び算定結果

(1) 長崎市科学館

ア 観覧料（1回当たり）

(イ) 算定結果

カテゴリー	施設名称	区分	総コスト ①	年間 目標者数 ②	コスト/人 ③=①÷②	受益者 負担率 ④
博物館	長崎市科学館	常設展示	80,342,535円	57,936人	1,387円	50%
		スペースシアター	65,866,367円	36,406人	1,809円	50%

区分	項目	現行料金 ⑤	再算定 結果 ⑥=③×④	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨	増 減 ⑩=⑨-⑤
					金 額 ⑧	理 由		
常設展示	一 般	410円	694円	610円	-		610円	200円
	こども	200円	-	-	310円	一般の5割	310円	110円
スペース シアター	一 般	520円	905円	720円	-		720円	200円
	こども	260円	-	-	360円	一般の5割	360円	100円
年間観覧料	一 般	2,320円	-	-	3,330円	常設展示と スペースシアター の合計額の2.5倍	3,330円	1,010円
	こども	1,150円	-	-	1,680円		1,680円	530円

2 改正内容及び算定結果

(1) 長崎市科学館

イ 学習室使用料（1時間当たり）

(ア) 改正内容（別表第2（第9条関係））

区 分	現 行				改正案※
	貸 室	冷暖房	コンセント	合計	
90平方メートル未満⇒ 学習室(1室につき)	523円	272円	52円	847円	1,180円
90平方メートル以上160平方メートル未満	1,047円	544円	104円	1,695円	廃止
160平方メートル以上	1,571円	817円	156円	2,544円	廃止

※ 冷暖房設備使用料及びコンセント使用料を含む。

※ 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の倍額規定は維持する。

(イ) 算定結果

カテゴリー	施設名称	区分	総コスト ①	施設全体の貸出 可能面積 ②	稼働状況			コスト/㎡ ⑥=①÷②÷⑤	受益者 負担率 ⑦
					年間稼働 可能時間 ③	実稼働率 ④	年間 実稼働時間 ⑤=③×④		
その他の会議室	長崎市科学館	学習室	257,955円	222㎡	105 h	1.0%	1.05 h	1,106.63円	25%

区分	面積 ⑧	現行料金 ⑨	1hあたり コスト/室 ⑩=⑥×⑧	再算定結果 ⑪=⑩×⑦	激変緩和 措 置 ⑫	最終結果 (⑪と⑫の小さい方) ⑬	増 減 ⑭=⑬－⑨
学習室	74㎡	847円	81,891円	20,473円	1,180円	1,180円	333円

2 改正内容及び算定結果

(2) 長崎市恐竜博物館

ア 観覧料

(ア) 改正内容（別表（第5条関係））

区 分			現 行	改正案 (※1)
常設展示	一般	個人	500円	500円
		団体	400円	廃止
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)	個人	200円	250円
		団体	160円	廃止
年間観覧料 (※3)	一般		1,250円	1,250円
	小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒(※2)		500円	630円

※1 算定方針により子ども料金は一般の5割とする。

※1 算定方針により団体料金は廃止する。

※2 高等学校の生徒については、現行は一般料金だが、算定方針により子ども料金とする。また、幼児（未就学児）は、算定方針により無料とする。

※3 年間観覧料は、常設展示の2.5倍で設定する。

2 改正内容及び算定結果

(2) 長崎市恐竜博物館

ア 観覧料

(イ) 算定結果

カテゴリー	施設名称	区分	総コスト ①	年間 目標者数 ②	コスト/人 ③=①÷②	受益者 負担率 ④
博物館	長崎市恐竜博物館	常設展示	92,581,720円	92,911人	996円	50%

区分	項目	現行料金 ⑤	再算定 結果 ⑥=③×④	激変緩和 措 置 ⑦	個別事由による算定		最終結果 ⑨	増 減 ⑩=⑨-⑤
					金 額 ⑧	理 由		
常設展示	一 般	500円	498円	750円	-		500円	-円
	こども	200円	-	-	250円	一般の5割	250円	50円
年間観覧料	一 般	1,250円	-	-	1,250円	常設展示の2.5倍	1,250円	-円
	こども	500円	-	-	630円		630円	130円

3 新旧対照表

(1) 科学館

長崎市科学館条例（平成9年長崎市条例第1号）の一部を改正する条例

改正後	改正前
○長崎市科学館条例 平成9年3月28日 条例第1号 (略) (教育委員会による管理) 第22条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合における第6条第1項、第8条、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条並びに別表第2の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「科学館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる観覧料又は別表第2に掲げる使用料（以下「観覧料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定め	○長崎市科学館条例 平成9年3月28日 条例第1号 (略) (教育委員会による管理) 第22条 教育委員会は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第4条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。 2 前項の場合における第6条第1項、第8条、第9条第1項及び第3項、第11条、第12条並びに別表第2の規定の適用については、第6条第1項中「教育委員会の承認を得て指定管理者が」とあるのは「教育委員会が別に」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第1項中「科学館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる観覧料又は別表第2に掲げる使用料（以下「観覧料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第11条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定め

3 新旧対照表

(1) 科学館

改正後

る基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等」と、別表第2中「金額」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(略)

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市科学館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1 (第9条関係)

区分		観覧料 (1人1回につき)	年間観覧料 (1人1年間ににつき)
常設展示	一般	円	
		<u>610</u>	

改正前

る基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等」と、別表第2中「利用料」とあるのは「使用料」とし、第6条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 教育委員会は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(略)

別表第1 (第9条関係)

区分		観覧料 (1人1回につき)		年間観覧料 (1人1年間ににつき)
		個人	<u>団体 (15人以上)</u>	
常設展示	一般	円	<u>円</u>	
		<u>410</u>	<u>320</u>	

3 新旧対照表

(1) 科学館

改正後				改正前			
	小学校の児童 <u>又は中学校若しくは高等学校の生徒</u>	<u>310</u>			小学校の児童、中学校の生徒 <u>又は幼児</u>	200	<u>160</u>
特別展示		2,090円以内で教育委員会が定める額		特別展示		2,090円以内で教育委員会が定める額	
スペースシアター	一般	円		スペースシアター	一般	円	<u>円</u>
		<u>720</u>				<u>520</u>	<u>410</u>
	小学校の児童 <u>又は中学校若しくは高等学校の生徒</u>	<u>360</u>			小学校の児童、中学校の生徒 <u>又は幼児</u>	260	<u>200</u>
常設展示及びスペースシアター	一般		円	常設展示及びスペースシアター	一般		円
			<u>3,330</u>				<u>2,320</u>
	小学校の児童 <u>又は中学校若しくは高等学校の生徒</u>		<u>1,680</u>		小学校の児童、中学校の生徒 <u>又は幼児</u>		1,150
備考				備考			
「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童 <u>並びに中学校及び高等学校の生徒</u> を除く。）をいう。				<u>1</u> 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童 <u>及び中学校の生徒</u> を除く。）をいう。			
<u>[削除]</u>				<u>2</u> 「幼児」とは、就学前の者（3歳未満の者を除く。）をいう。			

3 新旧対照表

(1) 科学館

改正後		改正前	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
<u>区分</u>	<u>金額</u> （1時間につき）	<u>種別</u>	<u>利用料</u> （1時間につき）
<u>学習室（1室につき）</u>	<u>1,180円</u>	<u>学習室</u>	円
		<u>160平方メートル以上</u>	<u>1,571</u>
		<u>90平方メートル以上160平方メートル未満</u>	<u>1,047</u>
		<u>90平方メートル未満</u>	<u>523</u>
備考		備考	
1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	
2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の <u>金額</u> は、この表に掲げる <u>金額</u> の倍額とする。		2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の <u>利用料</u> は、この表に掲げる <u>利用料</u> の倍額とする。	

3 新旧対照表

(2) 長崎市恐竜博物館

長崎市恐竜博物館条例（令和2年長崎市条例第47号）の一部を改正する条例

改正後				改正前				
○長崎市恐竜博物館条例				○長崎市恐竜博物館条例				
令和2年9月25日				令和2年9月25日				
条例第47号				条例第47号				
(略)				(略)				
附 則				附 則				
<u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u>								
<u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>								
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）				
区分		観覧料 （1人1回につき）	年間観覧料 （1人1年間ににつき）	区分		観覧料（1人1回につき）		年間観覧料 （1人1年間ににつき）
						個人	<u>団体（15人以上）</u>	
常設展示		円	円	常設展示		円	<u>円</u>	円
	一般	500	1,250		一般	500	<u>400</u>	1,250
	小学校の児童 <u>又は</u> 中学校 <u>若しくは高</u> <u>等学校の生徒</u>	<u>250</u>	<u>630</u>		小学校の児童、 中学校の生徒 <u>又</u> <u>は幼児</u>	<u>200</u>	<u>160</u>	<u>500</u>
企画展示		企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額		企画展示		企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額		

3 新旧対照表

(2) 長崎市恐竜博物館

改正後	改正前
備考 1 「常設展示」とは、常設展示室において行われる博物館資料の展示をいい、「企画展示」とは、企画展示室において行われる博物館資料の展示をいう。 2 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童<u>並びに中学校及び高等学校</u>の生徒を除く。）をいう。 [削除]	備考 1 「常設展示」とは、常設展示室において行われる博物館資料の展示をいい、「企画展示」とは、企画展示室において行われる博物館資料の展示をいう。 2 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童<u>及び中学校</u>の生徒を除く。）をいう。 <u>3 「幼児」とは、就学前の者（3歳未満の者を除く。）をいう。</u>

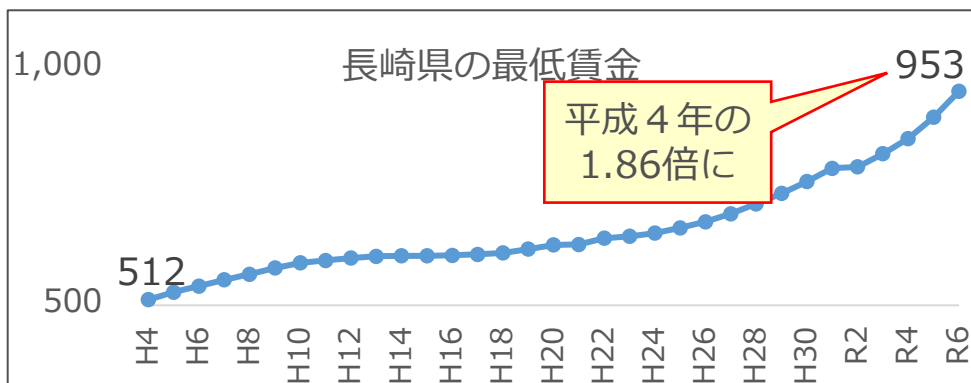
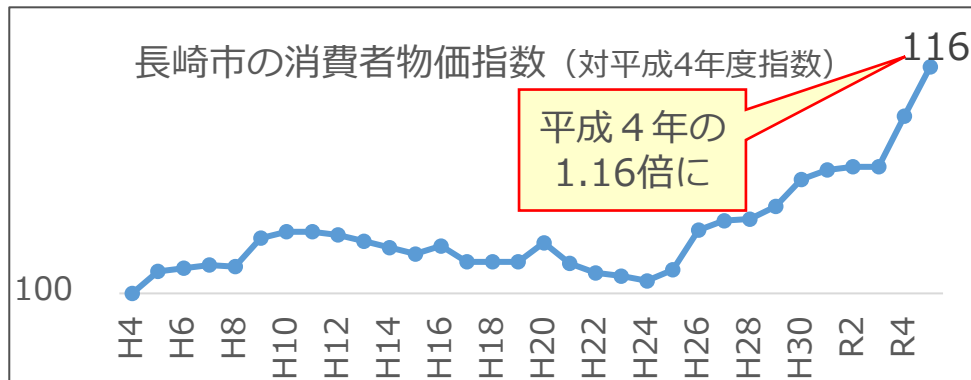
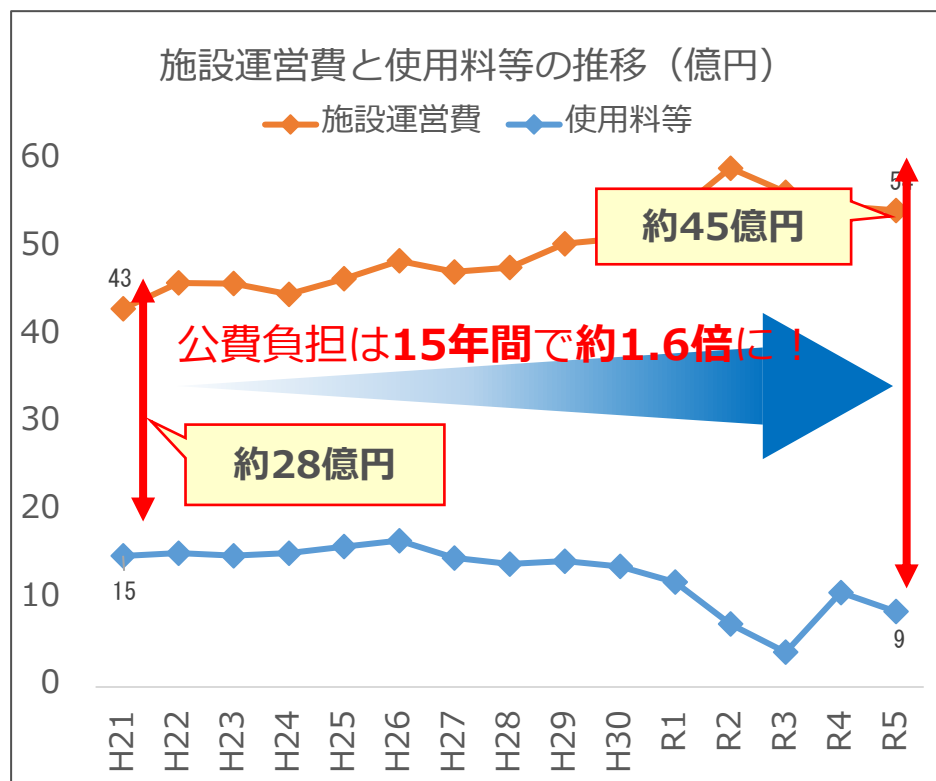
【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

ア 現 状

使用料や手数料については、これまでも改定を検討していたが、消費税の改定に伴うものを除き、平成4年度以降約30年間改定していない。

この間、人件費や物件費などの**施設運営費は増加し続けている**ため、本来、施設の利用者が負担する**使用料で賄うべき施設運営費を賄えておらず**、不足分は**公費（税金等）で補っている**状況である。
なお、手数料においても同様の状況にある。



【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(1) 見直しの背景

イ 問題解決に向けて

(ア) 受益者負担の適正化

施設の運営費等のコストを明確にし、令和 6 年度に策定した「**使用料・手数料の算定方針**」に基づき、全庁統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化**及び**持続的な市民サービスの提供**を図る。

なお、本見直し後も定期的な見直しを実践し、適切な受益者負担に基づく料金設定を行う。

施設の運営コスト、使用料等収入及び利用者数の明確化

(イ) コスト適正化の取組み

a 施設運営コスト等の適正化

既存の経費が過大となっていないか精査し、**業務内容や必要な人数等の適正化**を図るとともに、コスト削減や市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス化等の**デジタル化を推進**する。

b 施設の運営手法の見直し・廃止検討

運営コストに対する使用料が安価な施設については、使用料を見直すだけでなく、**利用者の増加策**や**運営費の削減**のほか、**施設の統廃合や民間への貸付を検討**する。

受益者負担・公共施設運営の適正化

(ウ) 持続可能な財政運営

適正な受益者負担及び公費負担割合とすることで、**持続可能な財政運営**に寄与する。

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ア 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

■入館施設（個人単位で使用する施設）

1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

イ 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

（ア）施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
（イ）施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

ウ 受益者負担率

使用料は受益者負担の原則に基づき算定するが、施設の設置目的や提供するサービスに配慮する必要があることから、施設毎に適正な受益者負担率を設定する。

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：100%以上 【民間サービス提供の度合い】 - 民間によるサービス提供が見込める施設（全国的に行政と民間の競合が成立しているもの） 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：75% 【民間サービス提供の度合い】 - 全国的に民間サービスの提供があるが、長崎市への参入見込が薄い施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
	受益者負担率：0% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 市民生活上、必須である施設	受益者負担率：25% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一定数の市民が使用するもので、市民生活上、一定必要である施設	受益者負担率：50% 【民間サービス提供の度合い】 - 民間サービスの提供はほとんどない施設 【市民生活上の必要性の度合い】 - 一部の市民が使用するもので、市民生活上必須ではない施設
 高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考 1】 使用料・手数料の算定方針

(2) 使用料

工 激変緩和措置

使用料算定の結果、急激な値上げとなる場合、市民生活への影響が懸念されるため、次のとおり激変緩和措置を設定する。ただし、市民生活への影響が過大ではない場合は設定しない。

現行料金	激変緩和措置	適用期間
～250円	2 倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

才 減 免

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**であるため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

【参考1】 使用料・手数料の算定方針

(3) 手数料

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

イ 原価（コスト）

手数料算定における原価（コスト）は人件費及び物件費とする。

（ア）人件費	1分あたりの人件費（職種別平均給与単価） × 平均処理時間
（イ）物件費	直接物件費 ÷ 年間処理件数

ウ 激変緩和措置

使用料と同様に設定可能とする。

エ 減 免

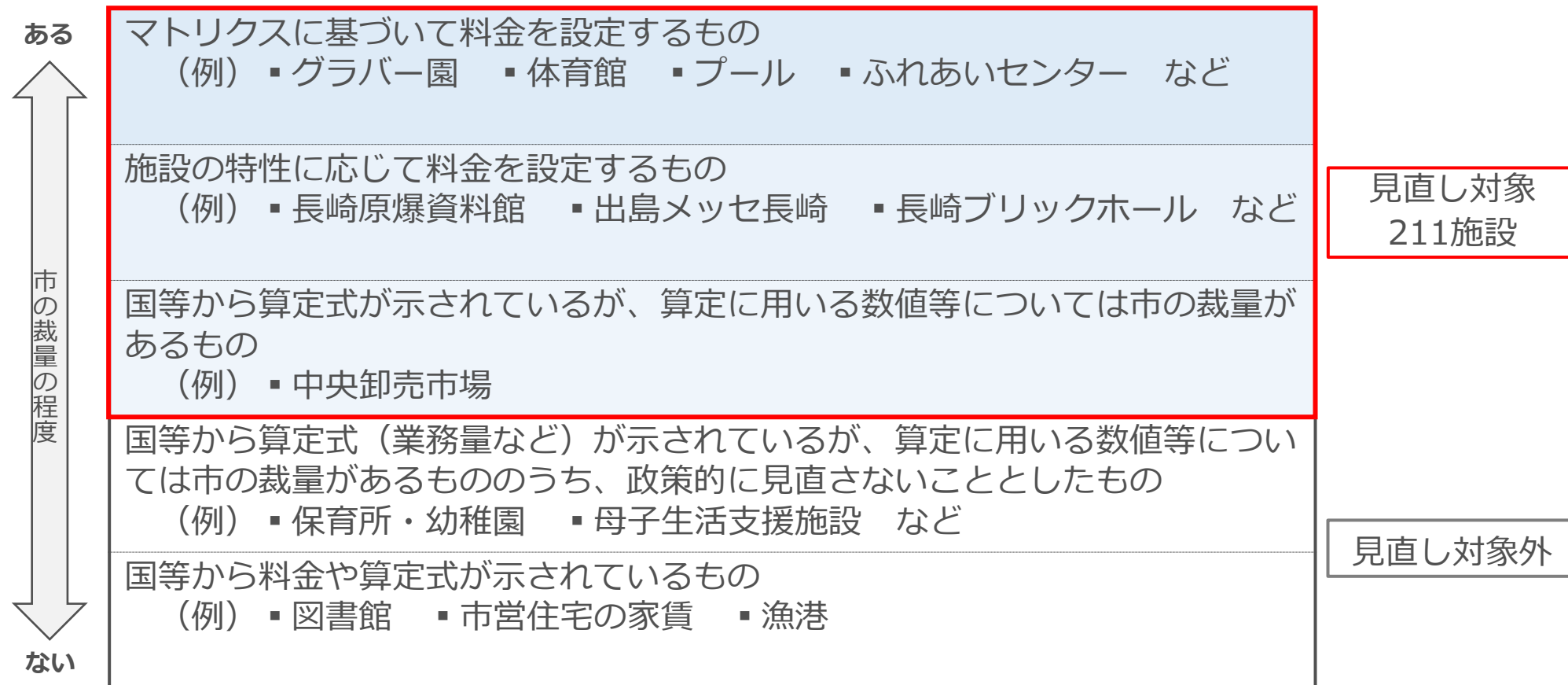
使用料と同様に設定可能とする。

(4) 定期的な見直し

使用料及び手数料の定期的な見直しについては、「使用料・手数料の見直しの方針」に基づき、**原則として5年毎に実施**する。また、社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行う。

【参考2】使用料の改定

(1) 見直しの対象



【参考2】使用料の改定

(2) 各施設の受益者負担率

 高い 民間によるサービス提供度 低い	受益者負担率：50% 港湾施設（切符売場）	受益者負担率：75%	受益者負担率：100%～ 文化財、観光施設、公園施設（ロープカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	受益者負担率：25% 火葬場	受益者負担率：50% スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	受益者負担率：75%
	受益者負担率：0% 街区公園、公園施設（通常公園部分）	受益者負担率：25% 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	受益者負担率：50% 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
高い ← 市民生活上の必要性 → 低い			

【参考3】

使用料・手数料の見直しに伴う指定管理者制度導入施設への対応について

1 見直しの背景と対応

- 指定管理者制度導入施設のうち利用料金制を適用している施設については、利用料金収入額を変更し、指定管理委託料又は固定納付金の見直しを行う必要がある。
- 一方で、これまで使用料・手数料（以下「使用料等」という。）の見直しを30年以上行っておらず、指定管理者による集客努力をもってしても、十分に使用料等改定の効果が発揮できない場合も想定される。
- 協定書の責任分担表においては、「施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更」及び「長崎市の事情による利用者の減」の責任は長崎市が負うものとしている。
- 市の施策として使用料等の見直しを進める中、それに伴うリスクを指定管理者に負わせることがなく、安定した施設の管理運営を行うことができるよう、指定管理者にとって不利とならない対応を行う。

（参考）協定書における責任分担表（抜粋）

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○

利用料金併用制の施設

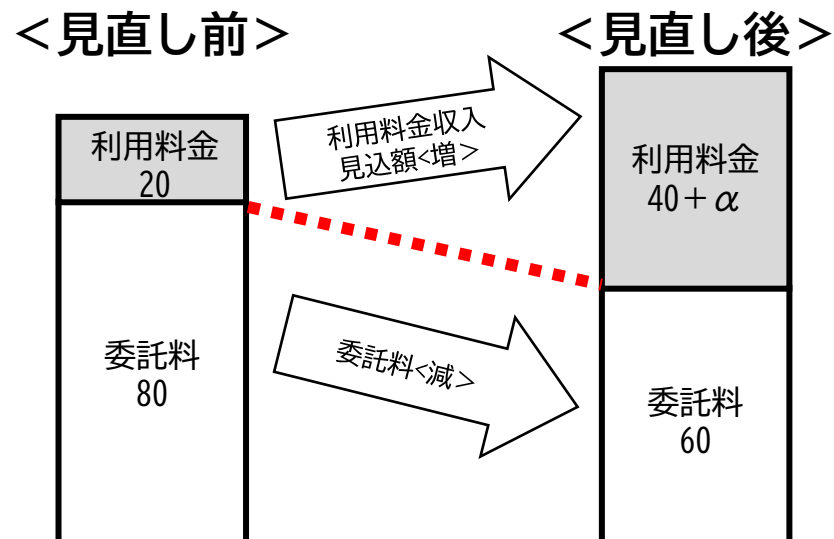
※一部を市からの指定管理委託料で、残りを利用料金で賄う
(使用料等の見直しに伴い利用料金の改定を行う施設)

2 令和8年度における対応について

- 原則として、利用料金制の適用施設は、見直し後の利用料金の基準額（以下「新料金」という。）を踏まえて、委託料の算定を行う。
- 一方、令和8年度においては、使用料等の見直しを長期間実施していないことから、指定管理者の集客努力をもってしても、利用者数の減など、十分に料金改定の効果が発揮できない場合も想定されるため、特例として現行の委託料を据え置くこととする。

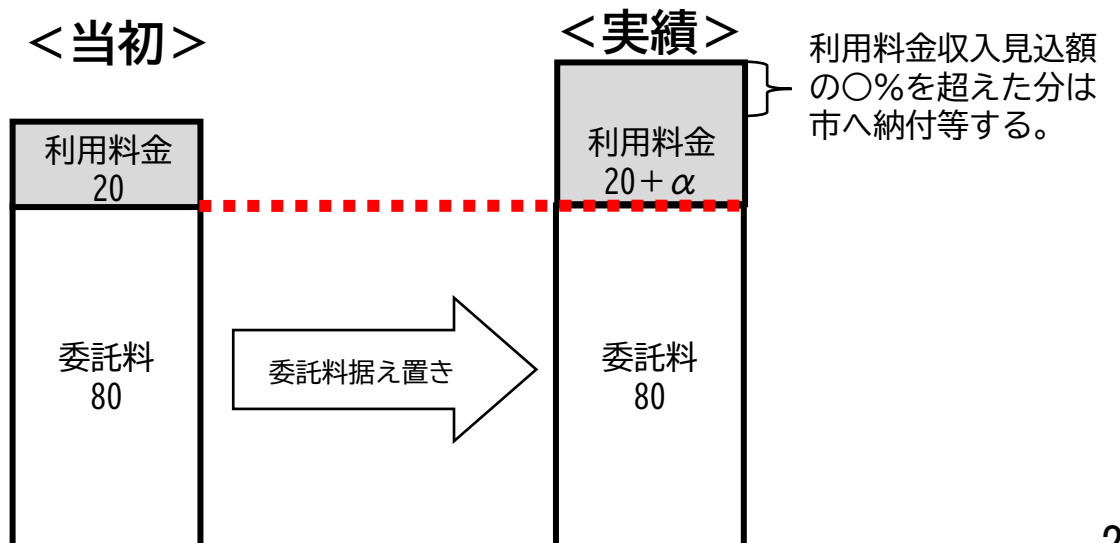
原則

- 利用料金収入見込額の「増」に伴い、委託料は「減」となる。



令和8年度

- 令和8年度においては、特例として現行の委託料を据え置く。
- 現行の協定書の考え方と同様に、利用料金収入見込額の〇%までは指定管理者の収入とし、それを超えた分は市への納付若しくは利用者への還元に充てるものとする。



3 使用料等の見直しに伴う経費の対応

- 指定管理業務として対応するものは、指定管理者と協議のうえ、令和8年4月からの見直しに向けた準備行為として、令和7年度に負担金等の必要な財政措置を講じる。
(広報物の印刷製本費や券売機改修委託料など)

4 スケジュール

時期	指定管理者制度導入施設
令和7年 8月 9月	9月市議会条例改正 (各施設の使用料等の見直し) - 指定管理者と協議 ※必要に応じ補正予算計上
10月	
11月	
12月	
令和8年	
1月	2月市議会(当初予算) - 新料金の運用開始
2月	
3月	
4月	